

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年2月25日（金） 第9377号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書の一部改正（73）（税務課）・・・2
特定計量器の定期検査の実施（74）（くらしの安心推進課）・・・3
- ◇ 教委告示 指定技能教育施設の連携科目等の指定等（3件）（1～3）（高等学校課）・・・4

告 示

鳥取県告示第73号

平成12年鳥取県告示第455号（課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書について）の一部を次のように改正する。

令和4年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																												
<p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <p>過疎地域における県税の課税免除に関する届出書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 法人にあつては、主たる事務所の所在地 </div> <p style="text-align: center;">氏名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 </div> <p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">特別償却設備の取得価格</td> <td style="width: 15%;">区分</td> <td style="width: 20%;">取得価額（千円）</td> <td style="width: 55%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">構築物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その他の減価償却資産</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>備考 略 別紙</p> <p style="text-align: center;">土地及び特別償却設備の明細書</p> <p>(1)～(4) 略 <u>(5) その他の減価償却資産</u></p>	略				特別償却設備の取得価格	区分	取得価額（千円）	略		略				構築物				その他の減価償却資産				略			<p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <p>過疎地域における県税の課税免除に関する届出書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 法人にあつては、主たる事務所の所在地 </div> <p style="text-align: center;">氏名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 </div> <p>特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">特別償却設備の取得価格</td> <td style="width: 15%;">区分</td> <td style="width: 20%;">取得価額（千円）</td> <td style="width: 55%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">構築物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>備考 略 別紙</p> <p style="text-align: center;">土地及び特別償却設備の明細書</p> <p>(1)～(4) 略</p>	略				特別償却設備の取得価格	区分	取得価額（千円）	略		略				構築物				略		
略																																													
特別償却設備の取得価格	区分	取得価額（千円）	略																																										
	略																																												
	構築物																																												
	その他の減価償却資産																																												
	略																																												
略																																													
特別償却設備の取得価格	区分	取得価額（千円）	略																																										
	略																																												
	構築物																																												
	略																																												

名称	数量	取得価額 (千円)	取得年月日	耐用年数 (年)	取得方法	減価償却開始年月日	特別償却の有無	備考
			・			・		
			・			・		
			・			・		
			・			・		
			・			・		
			・			・		
			・			・		
合計								

備考

1 (2)から(5)までについては、所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる固定資産について記載すること。

2 略

3 課税免除に係る取得価額については、(2)から(5)までの固定資産の取得価額の合計とする。

備考

1 (2)から(4)までについては、所得税法施行令第6条第1号及び第3号又は法人税法施行令第13条第1号及び第3号に掲げる固定資産について記載すること。

2 略

附 則

この告示は、令和4年2月25日から施行する。

鳥取県告示第74号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省

令第70号) 第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域
米子市、岩美郡、八頭郡並びに東伯郡湯梨浜町及び三朝町
- 2 実施期間
令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで
- 3 実施場所
当該特定計量器の所在の場所

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第1号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第2項の規定に基づき、連携科目等の指定及び指定の解除をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月25日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

- 1 指定及び指定の解除をした指定技能教育施設の名称
学校法人鶏鳴学園 あすなる高等専修学校

- 2 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎

- 3 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎

- 4 指定及び指定の解除をする年月日

令和4年4月1日

鳥取県教育委員会告示第2号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第2項の規定に基づき、連携科目等の指定及び指定の解除をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月25日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

- 1 指定及び指定の解除をした指定技能教育施設の名称
学校法人中央高等学園 中央高等学園専修学校

- 2 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎

- 3 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎

- 4 指定及び指定の解除をする年月日

令和4年4月1日

鳥取県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定に基づき、連携科目等の指定をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月25日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

- 1 指定をした指定技能教育施設の名称
学校法人 i s m 若葉学習会専修学校
- 2 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
マーケティング	マーケティング
情報処理	情報処理

- 3 指定をする年月日
令和4年4月1日